

○沖縄県消費生活条例（抜粋）

第42条 県民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議させ、並びに消費者苦情の調停を行わせ、及び消費者が事業者を相手に提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議させるため、沖縄県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 知事は、次に掲げる場合は、審議会に諮問しなければならない。
 - (1) 第10条第1項の消費者基本計画を定め、又は変更しようとするとき。
 - (2) 第13条第1項又は第27条第2項の規定による認定をしようとするとき。
 - (3) 第18条第1項の県基準を定め、変更し、又は廃止しようとするとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項について、調査審議させる必要があるとき。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 審議会の組織及び運営については、規則で定める。

○沖縄県消費生活審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県消費生活条例（平成17年沖縄県条例第67号。以下「条例」という。）第42条第4項の規定に基づき、沖縄県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成23年規則19号・28年32号〕

（組織）

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 消費者を代表する者
 - (3) 事業者を代表する者

（任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
一部改正〔令和元年規則第43号〕

（会長）

第4条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

一部改正〔平成23年規則19号〕

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会及び専門部会）

第6条 審議会に、条例第31条の規定による調停（以下「調停」という。）及び条例第32条の規定による訴訟の援助に関する事項を処理させるため、消費者苦情処理部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、審議会に特定の事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。
- 3 部会及び専門部会は、会長が指名する7人以内の委員で組織する。

- 4 部会及び専門部会に部会長を置く。
- 5 部会長は、部会及び専門部会に属する委員の互選により定める。
- 6 第4条第3項及び第4項の規定は部会長に、前条の規定は部会及び専門部会の会議について準用する。
一部改正〔平成23年規則19号・令和元年第43号〕

(調停開始の通知)

第7条 部会長は、調停を開始しようとするときは、当事者に対しその旨を通知するものとする。
一部改正〔平成23年規則19号〕

(調停の打ち切り)

第8条 部会は、調停が成立する見込みがないと認めるときは、これを打ち切ることができる。

- 2 部会長は、前項の規定により調停が打ち切られたときは、当事者に対しその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成23年規則19号〕

(調停終了の報告)

第9条 会長は、調停が成立したとき、又は前条第1項の規定により調停の打ち切りがあったときは、知事に対しその旨を報告するものとする。

一部改正〔平成23年規則19号〕

(意見の聴取)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に学識経験のある者その他関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、子ども生活福祉部消費・くらし安全課において処理する。

一部改正〔平成23年規則19号・26年9号・27年33号〕

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って会長が定める。